

淀川水系流域委員会 第39回委員会

議事録

(確定版)

日 時：平成17年2月5日(土) 16:00～18:55

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場D

〔午後 4時03分 開会〕

庶務（みずほ情報総研 中島）

皆様大変お待たせいたしました。定刻を過ぎましたので、また委員の皆様が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第39回委員会を開会させていただきます。今回は新たな体制における初めての委員会ということになります。司会は、流域委員会の庶務をさせていただきます。みずほ情報総研が担当させていただきます。私は都市地域研究室の中島と申します。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、非常に事務的な確認、お願いをさせていただきます。まず、配付資料の確認でございますけれども、袋の中の資料の上の方に「配付資料リスト」というのがございます。資料1-1から資料4-8、あと参考資料1、2とございますけれども、資料1-1「新委員会に関わる資料」は前回の委員会における河川管理者からの提供資料の追加修正版でございます。資料1-2「前回委員会（2005.1.22）以降の状況報告」の資料、資料2「各委員の部会所属希望一覧表」という1枚紙でございます。あと、資料3が「委員会規約」ということで、これは現在の規約を入れさせていただきます。

あと、資料4-1から4-8までございますけれども、これにつきましては、これまでの委員会の主要な成果物を資料として入れさせていただきます。資料4-1が「委員会の経過について」ということで、資料4-2から4-8までがこれまでの主要な成果物ということでございます。資料4は点数が非常にたくさんに上りますので、1点ずつ読み上げさせていただくのは省略させていただきたいと思っております。「配付資料リスト」でご確認いただければと思っております。

この資料4-1から4-8のうち、資料4-1、4-2、4-4につきましては、河川管理者からの提供資料ということになります。あと、資料4-6でございますけれども、これにつきましては、委員の皆様にはこの中間とりまとめの全体を配付させていただきますけれども、一般傍聴者の方につきましては大部になるものですから、意見が出たものについて抜粋して配付させていただきます。

あと、参考資料1「委員および一般からのご意見」、参考資料2が「淀川水系河川整備計画基礎案用語集」ということで、参考資料2につきましては一般傍聴者の方には資料の中に含まれておりません。閲覧コーナーに置かせていただいておりますので、またごらんいただければというふうに思います。それとリストにはございませんけれども、カラーの「川と人、人と人を結ぶ - 河川レンジャー」のパンフレット、これは河川管理者の方から提供をいただいております。何か不足等ございましたら、庶務の方に申し出ていただければというふうに思います。

続きまして、発言に当たってのお願い等をさせていただきます。資料の中に黄色い紙で「発言にあたってのお願い」という1枚紙を入れさせていただいております。発言に当たりましては、この紙を一読いただいております。発言に当たりますればと思っておりますけれども、ご発言いただく際には必ずマイクを通してご発言いただくということと、ご発言の冒頭にはお名前を言っていただいております。あと、一般傍聴者の方々につきましては、審議の終了後に一般傍聴者からの意見聴取ということでまとめて時間をとる予定でございますので、委員の審議中につきましてはご発言をご遠慮くださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日、新しい体制での委員会の1回目ということになりますので、委員会の設置者であります国土交通省近畿地方整備局を代表しまして、藤本貴也局長さんにごあいさつさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 局長 藤本）

近畿地方整備局長の藤本でございます。昨年7月からこちらに参っております。

淀川流域委員会は今回が39回目ということでございます。今回は委員のメンバーを含めまして組織改編後の初めての会合ということでございます。流域委員会の開催に際しまして、28名の諸先生方におかれましては、ご多忙のところ、委員ご就任をご承諾いただきまして、本当にありがとうございます。また、先の4年間の審議から引き続き委員ご就任をいただきました15名の先生方におかれましては、本当にいろいろとお世話になりましたけれども、引き続きよろしくお願いいたしますというふうに思っております。

4年前の13年2月に第1回の委員会が行なわれました。それ以来、4年間で委員会が38回、部会が110回、検討会、ワーキング、いろんなものを含めると、全部で379回の活動が行なわれたということでございます。過去4年間、平成15年1月に提言をいただきました。基礎原案に対する意見書を15年12月、そして16年12月、昨年12月でございますが、ダムの中とりまとめに対する意見書等々、節目節目でいろんな貴重なご意見をとりまとめていただいたわけでございます。

私どももこういった貴重な意見をいただきながら、河川整備計画の第1稿、第2稿、説明資料でございますけれども、お出しをさせていただき、基礎原案、基礎案というものを作成させていただきました。委員会の皆さんからのご提言で住民対話討論会というのも試験的ではございますけれども、行なわせていただいたところでございます。2月1日から新しいメンバーということで、委員長の芦田先生に選定委員候補推薦委員会議長ということで、昨年9月からご審議いただきまして新しいメンバーをご選任いただいたわけでございます。先日の1月18日、委員候補の推薦をいただきまして、新委員を決定させていただいたということでございます。

これからの委員会でございますが、本日の議事にもございますように、委員長の選出、今後の委員会の体制、進め方等々、きょうもご議論をいただくというふうにお伺いしております。当面の課題はダムに関する方針でございます。当方の調査検討がおくれまして、流域委員会の諸先生方、皆さん方に多大なご迷惑をおかけしまして申しわけないと思っております。この案件につきましては、当方でも早急に調査検討を終えまして、対応方針の案をお示ししていきたいというふうに思っております。また、ダムを含めまして、それ以外でも河川整備計画案の計画内容の進捗の点検ですとか、あるいは河川整備計画の変更、また、河川整備計画の変更に際しましての関係住民の皆さんの意見の反映の方法、あるいは再評価、事後評価等々、いろんな多角的な観点からご意見をお伺いしたいというふうに思っております。

我々、河川管理を担当する者といたしましても、河川法の趣旨を踏まえまして、住民の皆さん、委員会の先生方、行政機関の方々と意見交換を行いながら、効率的な、あるいは適切な河川行政に努めてまいりたいと思っております。今後ともぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、芦田委員長、4年間本当にありがとうございました。また、きょうお越しになっておりませんが、4年間いろいろご審議いただきました先生方にもあわせて厚く御礼を申し上げましてごあいさつにさせていただきたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

庶務（みずほ情報総研 中島）

ありがとうございました。

それでは本日の審議でございますけれども、現段階でまだ新しい委員長が決まっておりません。ということで、第41回の運営会議の結果を受けまして、新委員長が選出されるまで芦田和男前委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、芦田前委員長、後ほどまたよろしくお願いいたします。

〔委員の紹介〕

庶務（みずほ情報総研 中島）

続きまして、委員の紹介に移らせていただきます。配席表とセットになっております委員リストをご参照ください。ご出席いただいている委員から五十音順に紹介させていただきたいと思っております。お名前と新規の委員さんなのか継続の委員さんなのかの別のみ、ご紹介させていただきたいと思っております。お名前を呼ばれましたらご起立いただければというふうに思います。

リストで1番目から読みますけれども、新規の委員さん、綾史郎委員でございます。

続きまして、継続の委員さん、池淵周一委員でございます。

続きまして、継続の委員さん、今本博健委員でございます。

続きまして、継続の委員さん、江頭進治委員でございます。

続きまして、新規の委員さんになります。岡田憲夫委員でございます。

続きまして、継続の委員さん、荻野芳彦委員でございます。

続きまして、継続の委員さん、嘉田由紀子委員でございます。

続きまして、新規の委員さんになります。角野康郎委員でございます。

続きまして、新規の委員さんになります。金盛弥委員でございます。

継続の委員さんになります。川上聰委員でございます。

続きまして、新規の委員さんになります。川崎雅史委員でございます。

続きまして、新規の委員さんになります。澤井健二委員でございます。

新規の委員さん、高田直俊委員でございます。

続きまして、継続の委員さんになります。田中真澄委員でございます。

新規の委員さんになります。千代延明憲委員でございます。

継続の委員さんになります。寺川庄蔵委員でございます。

継続の委員さんになります。寺田武彦委員でございます。

続きまして、新規の委員さんになります。戸田直弘委員でございます。

継続の委員さんになります。水山高久委員でございます。

新規の委員さんになります。村上興正委員でございます。

新規の委員さんになります。村上哲生委員でございます。

新規の委員さんになります。谷内茂雄委員でございます。

なお、本日ご欠席でございますけれども、リストの18番、継続の委員さんになりますけれども、寺西俊一委員。あと、リストの20番、継続の委員さんになります中村正久委員。21番、継続の委員さんになります西野麻知子委員。リストの22番、継続の委員さんになります本多孝委員。あと、リストの24番、継続の委員さんになります三田村緒佐武委員。それと27番、新規の委員さんになりますけれども、安田喜憲委員の皆様にも委員に就任していただいております。

以上、新たな体制での委員28名をご紹介させていただきました。

なお、委員リストでございますけれども、現在、各委員に別途文書で所属などについて確認を行っております。そのため委員リストの表記が若干変わる可能性がある点、ご了承いただければと思います。また、部会等の所属につきましては、本日以降の審議に基づきまして追加させていただきたいというふうに思います。

それでは、新委員長が決まるまでの間、芦田前委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。
芦田先生、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

芦田前委員長

芦田でございます。任期が終了してほっとしておったのでございますが、新委員長が決まるまでやれということでございます。新しい皆さんのご了解を得ないといけませんですが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、新委員長が決まるまで司会ということでやらせていただきたいと思います。

1) 委員会の目的・任務等の説明

芦田前委員長

まず、議事の1番目でございますが、委員会の目的とか任務等の説明でございますが、これは委員長が決まるまでに河川管理者の方から説明していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

河川調査官の児玉でございます。よろしくお願いいたします。

私の方から委員会の目的、任務と、本日新しい委員の方々にご就任いただいておりますが、それに至るまでの経過も含めまして簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料1-1でございます。まず1ページ目でございますが、これは先ほどご紹介がございました2月1日以降の新しい委員のメンバーでございます。2ページ目にこの2月1日以降の委員会の組織構成等について、私ども河川管理者の方で取りまとめた資料でございます。これは次の3ページから7ページまでございますけれども、これが流域委員会の方でおまとめいただいた新しい委員会での枠組み等についての考え方であります。平成16年7月29日というふうになってございますが、これは私どもが流域委員会の方からご意見としていただきました。これを踏まえて2ページ目でございますけれども、新しい2月1日以降の委員会における目的、任務、組織構成等について、このようにしております。

まず任務でございますけれども、大きく(1)から(5)までございますけれども、1番目、淀川水系河川整備計画につきましては既に案というものがございます。それに基づきまして、さまざまな実施、あるいは検討をしておりますけれども、その進捗状況につきまして、河川管理者みずから点検を行なうことにしてございます。これにつきまして、我々みずから点検したことに対してのご意見をいただくというのが、まず1点目でございます。2点目でございますが、整備

計画、これは案の状態も含みますけれども、これについて変更を行なう場合、意見をいただくというものでございます。3点目でございますが、計画の変更を行なうに当たりまして、関係住民の意見の反映方法について、どのような方法がよいのかということについて意見をいただくというものでございます。これは従前の委員会でも既に一定の意見をいただいております。それに基づいて私どもは意見の反映方法を反映させておりますけれども、それがまだまだ十分ではないといえますか、改善の余地があるということで、引き続きこれについてはご意見をいただきたいというものでございます。

そして、（４）（５）でございますが、これは2つに分かれておりますが、実際は1つのものでございまして、「行政機関が行なう政策の評価に関する法律」に基づきまして、河川事業あるいはダム事業にかかわります再評価あるいは事業評価ということを行なうことになっております。これにつきまして、審議を行い意見を述べていただくという役目でございます。2つに分かれてございますのは、河川法に基づきまして河川整備計画が策定されるまでの間につきましては、これはこの法律に準じてという取り扱いでございます。河川法に基づき計画が策定された後は、この法律に基づき意見を述べるということの違いでございます。現在は河川整備計画の基礎案ということでございまして、これは案の段階でございますので（４）の段階でございます。策定されるまでは、法律に準じて審議を行い意見を述べるというものでございます。

2番目の組織構成でございますが、このペーパーは昨年9月28日の段階で策定をしております。後に述べますが、委員の人選をするに当たりましては推薦委員会というものを設け、そこで推薦をいただきました。24名ということで私どもはおおむねその程度の人数で当初考えてございましたが、推薦委員会の方から28名の推薦をいただきまして、結果として28名ということになってございます。

部会といたしましては、委員会と地域別部会から構成するというので、琵琶湖部会、淀川部会、木津川上流部会、猪名川部会という地域別の4部会についてはぜひ設けていただきたいというふうに考えてございます。もちろん、これ以外のテーマ別の部会についてどのように扱うかということにつきましては、委員会の中でご検討いただければということでございます。

任期等につきましては、そこに記載しておりますので省略をさせていただきます。3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページは先ほど申し上げたことございまして、8ページでございますが、これは先ほどお話の中で私どもが委員を選出するに当たりまして委員候補者というのを推薦いただきました。組織といたしましては、淀川水系流域委員会委員候補推薦委員会というものを設けまして、こちらの方に委員候補の推薦をお願いいたしました。その結果が9ペー

ジ以降でございまして、11ページにございます推薦委員会のメンバー5名の方々に3回の委員会を経まして、最終的に12ページにございますけれども、この28名の方々をご推薦いただいたということでございます。それを私どもの方でこのリストを尊重いたしまして、きょうお集まりの皆様方を委員として委嘱させていただいてございます。

私の方からは以上でございます。

芦田前委員長

はい、どうもありがとうございました。

何かご質問がございますでしょうか。はい、どうぞ。

金盛委員

金盛でございます。

今、説明のございました2ページでございますが、目的、任務の中の(1)の「淀川水系河川整備計画(案を含む)」というものは、どのことを指すんですか。基礎案のことを指すのでございますか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

児玉です。「案を含む」というふうにございますが、現在、案としてございますのは、きょうの資料の中にもございます淀川水系河川整備計画基礎案というものでございます。

芦田前委員長

そのほかございますでしょうか。

2) 委員長の選出

芦田前委員長

それでは、この次に移りたいと思います。

委員長の選出でございますが、これに関しましては規約がございまして、規約を見させていただきますと、資料3の第6条2項でございます。「委員長及び部会長は、委員会で委員の互選により定める」となっております。皆さんの互選によって定めていただくわけでございますが、互選の方法もいろいろあると思うんですが、何かその方法につきましてご意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

嘉田委員

委員の嘉田でございます。

僭越ながら、委員の中で推薦というようなことでどうでしょうか。

芦田前委員長

推薦というご発言がございましたが、いかがでございましょう。

では、推薦ということでやらせていただきたいと思いますが、どなたかご推薦願えますでしょうか。

はい、順番に。

池淵委員

委員の池淵でございます。

推薦ということで、寺田委員を推薦させていただきたいと思います。寺田委員は芦田委員長のもとで委員長代理を務められ、また、先ほどございました推薦委員会の委員も務めてこられました。そういった実績、実力を見るわけであります。それから、学識はもとより、淀川流域委員会が掲げております「淀川モデル」の推進に対しましても積極的な発言をされておられますし、多くの意見を集約されるといった運営力におきましても、秀でたポテンシャルをお持ちだろうと確信をしております。

新しい委員会が今後進む上におきましても、こうした実力、学識、運営力というものは重要かつ必須のものと考え、そういった能力を遺憾なく発揮していただくべく、そういったものを確信をするわけございまして、寺田委員を委員長として推薦をさせていただくというふうに思っ手て手を挙げさせていただきました。以上でございます。

芦田前委員長

はい、どうもありがとうございました。

今、そちらで手を挙げておられましたが、どうぞ。

千代延委員

千代延です。大きい異存はないんですけれども、まずこの委員の構成から、継続の委員と、私もそうですけど新規の委員とあります。この淀川流域委員会を引き継いで新しいメンバーでやるわけなんですけれども、代表者がかわるときに一番考えなきゃならないことは、今までの理念とか考え方を定着し、発展させていくというふうに考える場合と、これまでの流れを断ち切って新しい流れを起こそうという2つの場合があると思うんですが、これは当然、今までの理念、考え方を継続し、定着させ発展させるべき時であろうと思います。そういう意味で、今ご推薦がありました継続の委員の方ということで寺田委員というのは非常にいいと思います。

それから、もう1つは、この諮問委員会は世の中の通常の事務局が何かちゃんとしたたたき台をつくって、それに基づいて極めて限られたところで審議をやっていくというものと違って、皆

さんの方がよく御存じですけれども、もとからつくっていくというような形をとりまして、そういうことをするには相当自由な時間をお持ちの方がいいのではないかと思ったわけです。

そういうことで、今まで私も1年8カ月ほど長い間傍聴をさせていただいておりましたし、最後に皆さんがお書きになった「委員会活動の総括に係わる委員からの意見」というようなものを読ませていただきまして、私も今までの実績から言いますと、寺田委員が今本委員というふうに思っておりました。その1人の方のご推薦でありますので、特別に異存はないと思います。

芦田前委員長

もう1人、寺川さんが挙げておられましたが。

寺川委員

私も僭越ながら、この淀川水系流域委員会が発足するときの準備会議のメンバーであり、かつ前委員会の副委員長も務めてこられました寺田武彦さんが最もふさわしい候補ではないかと思えますので、推薦させていただきます。

芦田前委員長

どうもありがとうございました。寺田さんがいいんじゃないかというご意見でございますけれども、ご賛同の場合は拍手をお願いしたいと思います。

（拍手）

芦田前委員長

どうもありがとうございました。

寺田委員にお願いするということでございます。大変ご苦勞さんでございませうけれども、ひとつよろしく願いいたします。

3) 新旧委員長の挨拶

芦田前委員長

委員長が決まれば私はすぐ消えていくべきでございますけれども、一言ちょっとお礼を兼ねて言わせていただきたいと思います。というのは、前委員、たくさんおやめになった方がございますが、その思いを新しい流域委員会の委員の皆さんに伝えるという使命もございませうので。

この4年間非常に苦しいというか、新しい試みをやりまして、非常に苦しい4年間でございます。それもひとえにいい川、自然環境の豊かで安全な川をつくらうという共通の理念というか、目標を持ってやってきた成果だと思っておりますが、委員会もそうでございますし、国土交通省の方もそれに答えられて、よく頑張られたと思っております。特に我々が試みしたのは、徹底的な情

報公開ということと、一般からのいろんな意見を吸収するというところに心がけたわけでございます。

それから、もう1つは先ほどもちょっと話に出ておりましたけれども、自分たちでとにかく委員会を運営し、意見も提言も自分たちで書くと。これは大変なことございまして、特に今本さんなんかも相当努力していただいたわけでございますけれども、非常に過酷なあれを強いたということございまして、非常に私としては感謝するとともに恐縮に思っておるわけでございますけれども、これも1つの試みでございまして、必ずしもいい面ばかりあるわけではございません。そういった思いを資料4 - 8に皆さんの総括と、これは委員会の総括でございまして、各委員の反省を込めた、あるいは新しい流域委員会に思いを託すという、その思いをずっと書いておるわけでございますが、これを読んでいただきますと、必ずしも十分うまくいっているわけではなくて、いろんな改善すべき問題がございます。そういったことを全員が見ていただきまして、こういう点は改善した方がいいとか、こういう点は継承していくというようなことを参考にさせていただきたいと思うんでございまして、皆さんいずれも新しい流域委員会のメンバーの活動に思いを託して、いい川をつくってほしいという願いを書いております。それをぜひひとつ参考にさせていただきたいと思います。

それから、工事中のダムについての最終的な意見を書きたかったんですけども、必ずしも調査が十分に進まないという状況で、中間的なとりまとめというのが国土交通省の方から最後の段階になって出てきたような状況ございまして、これはできるだけ速やかに結論を出してほしいということで、最終的な結論は保留した、出さなかったわけでございます。これは皆さんにぜひ引き続いて検討していただかなければならないという思いが残っているわけでございます。これにつきましては、国土交通省の方もかなり早い段階で結論を出されると思いますので、それに対応してこの委員会も結論を出していただきたいと。

それから、琵琶湖の自然環境を復元するにはどうすればいいかというようなことにつきまして、琵琶湖だけじゃございませんけど、特に琵琶湖の環境は非常に悪くなっているということで、堰の水位操作をどうするか。これを変えるということは、治水、利水にいろんな影響が出てまいりますので、これから総合的に検討する必要があります。我々は時間的に十分検討できなかったものでございまして、これにつきましては中間とりまとめということを出しておりますが、引き続いて検討していただくということをお願いしたいと。いろんな中途半端なことをたくさん残しておりますけれども、ぜひひとつ継続してお願いしたいというふうにやめていかれた方々は皆思っておりますので、代表しましてお願いする次第でございます。どうもありがとうございました。

（拍手）

庶務（みずほ情報総研 中島）

芦田先生、大変ありがとうございました。

それでは、寺田武彦委員長より、委員長就任のごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

寺田委員長

ただいまのご推挙をいただいて、今回発足します新しい流域委員会の委員長ということで大変緊張しております。この委員会は4年間、たくさんの委員の皆さん、代表としての芦田前委員長、また河川管理者の方々、そしていつも熱心にこの委員会を支え励まし、また厳しい意見をいろいろいただいてきた傍聴者の皆さん、そういう皆さんに支えられてこの4年間であったわけですが、まだまだたくさんの仕事が残っているわけであります。この責任の重大さを考えますと、若輩者の私がどの程度役目を果たすことができるかわかりませんが、一生懸命やりたいというふうに思っておりますので、どうか皆さんのご協力をお願いをしたいと思います。

せっかくの機会でありますので、余り長くならないように、私の方の抱負といいますが、考え方を少しお話しをさせてもらいたいというふうに思います。

先ほど前委員長からもお話がありましたけれども、何よりも前委員長を初め、今回退任となられました37名の委員、当初この委員会は53名で発足をしまして、その後52名になりました。今回残りました継続の委員は15名であります。37名の委員の方々が残念ながら継続とならなかったわけでありますが、本当に熱心にこの委員会というものを盛り上げていただきました。そして、河川管理者の皆さんも、また先ほど申し上げました傍聴者の皆さんも、いつも温かいご支援、また時には厳しい意見をいろいろいただきまして、この場を借りまして感謝を申し上げたいというふうに思います。

そして、新しく委員になられました13名の委員の皆さん、ぜひこの委員会で新しい活力を注ぎ込んでいただきたいというふうに願っております。もちろん、継続の委員15名の皆さんも、この4年間の自分たちで作り上げてきたいろいろな経験というもののよいところを新しい委員とともにより発展をさせるという気持ちで皆さんの力を結集して、全国で注目されている淀川の流域委員会というものを、より内容の濃いものにしていくためにご協力をお願いをしたいと思います。

前委員長から先ほどご紹介がありましたけれども、資料4 - 8にほとんど全委員からいろいろな思いとか、新しくなる委員会へのメッセージを書いていただきました。前委員長もここで書きになっているわけですが、新しい河川管理はこの淀川から始まったということを書いて

おられます。私も全く同感であります。当初は試行錯誤を経たこの委員会でありましたけれども、しかしながら、皆さんのいろいろな考え方を結集して、その結果、「淀川モデル」と称せるような新しい公共事業計画の形というものをつくることができたように思います。もちろんまだまだ発展過程であります。しかしながら、この公共事業の計画づくりの新しい形というものを示し得たのではないかというふうに思っておりますし、皆さんと一緒にそういうものをつくってこれたということを誇りに私は思っております。

また、内容に関しましても、21世紀の川づくりということに向かって、これまでの考え方というものをよりすばらしいものにしようという、皆さんの意欲のもとに新しい理念、目標というものを掲げました。治水、利水、環境、そして住民参加といいますが、住民の意見反映の方法というものにつきましても、これまでにない新しいものを追い求めて、これもまだ検討過程のものが多くあるわけですが、これまでにないものの1つの方向づけをこの委員会は示し得たのではないかと。そういう点においては、一定これは自慢ができる部分があるんじゃないかと思っております。

今まで申し上げたことは誇りとか自慢ばかりでありますけれども、しかし、課題もたくさんあります。先ほどの資料4 - 8にもいろいろ課題というものを各委員の皆さんから書いていただきました。また、これ以外にもつい先日出しました中間答申、中間意見書といいますが、その中でこの委員会が当面する大きな課題というものにつきましても、非常に的確な指摘をしていただいております。たくさんの大きな宿題を背負っての発足となるわけでありまして、こういう問題意識というものに到達できているというのは、やはり4年間の皆さんの真剣な討議の結果ではないかというふうに思っております。

たくさんの課題を一定の時間の中での的確に、しかしながら迅速に検討審議をやっていけるようにしたいというふうに思っておりますし、この大きな役目を果たするためには委員の皆さん方のご努力というものが当然必要でありますけれども、それにもまして、これまでどおり河川管理者、またいつも傍聴いただきます熱心な皆さん方のご協力、ご支援、忌憚のないご意見というものを支えにして進んでまいりたいというふうに思っております。

大きな課題の中でまだまだ残っているものがたくさんあります。これから後、皆さんでいろいろ意見をお聞きしてやっていきたいと思っておりますけれども、これまでの委員会が地域部会とテーマ別部会ということで、それ以外にもワーキングとかいうものをつくって、大変な時間、労力をかけて審議をしまいいりましたけれども、しかしながら、そういうやり方というものがそのままいいというふうには私は思っておりません。やはりもっと活性化できるように、少しはこの審議

の仕方もう少し検討して、皆さんの意見を聞きながら新しいものをつくっていく必要があるだろうと思っております。

また、住民参加の関係でも提言を出した後に、この委員会の提言に基づいて河川管理者が住民対話集会ということでいろいろ試行をやっていただいておりますけれども、この委員会みずから提言したものを十分に検証できているというふうには思いません。この十分な検証のもとに、先ほども求められました諮問事項にも入っております関係で、ぜひ具体的な、また的確な住民参加の方式、形というものについて、もっと進んだ考え方を示す必要があるのではないかというふうに思っております。

もう1点申し上げたいと思いますけれども、規約の中にも実はこの委員会みずから積極的に住民の意見を聞いていくということを定めております。ところが、この点につきましては残念ながら十分にできてきたというふうには思えません。たくさんの課題をこの委員会自身で検討審議するということには大変な労力が要りまして、そういうことのしわ寄せと言っては大変失礼でありますけれども、みずから発足のときに決めた住民の意見というものを、この委員会みずから積極的に吸収していこうということの部分必ずしも十分できてないということについては、私みずから大変反省をしております。

こういう点についても、どういう形でこの委員会が住民の皆さんの意見を吸収していけるか、していくことができるかということについて、皆さんのまたいろいろなお意見をお聞きをして、その実践をしていけるようにしたいというふうに思っております。

長くなりましたので最後に、私の方も先ほどの資料4 - 8に書かせていただいたんですけれども、この4年間の委員の皆さんの努力の結果として誇れる「淀川モデル」というものを、より内容の濃いものとして充実させ発展させるということが必要かと思っております。ぜひこういうふうな視点で、委員の皆さんが一致したところで十分なお支援ご協力をいただいて、広く委員会の言うこと、また述べること、まず意見を出すことが、社会から大きな声援を送ってもらえるような、そういう活動を目指して頑張りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

（拍手）

庶務（みずほ情報総研 中島）

ありがとうございました。

それでは、ここで休憩をとらせていただきたいと思いますけれども、寺田委員長、よろしいでしょうか。

少し時間が長いですが、30分間、休憩時間をとらせていただきたいと思います。という

ことで、スタートが5時半でよろしいでしょうかね。切れのいい時間で。5時半から改めてスタートをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

委員の皆様につきましては、地下の1階の大会議室というところに休憩スペースをとらせていただいておりますので、委員の皆さんはそちらの方に移動をいただければというふうに思います。よろしくお願いいいたします

〔午後 4時53分 休憩〕

〔午後 5時34分 再開〕

庶務（みずほ情報総研 中島）

皆様、大変お待たせいたしました。それでは、これより審議を再開させていただきます。

寺田委員長、議事進行をよろしくお願いいいたします。

4) 委員会の体制について

寺田委員長

長い時間、待っていただいたんですけども、ずっと実は休憩をしていたわけじゃなくて、ちょっと申し上げますと、きょうお配りをしております資料の中で資料番号2番、これはきょうの第1回全体委員会のときに4つの部会を発足させるということで河川管理者の方からはご要望がありますので、もちろんこの委員会もそういうぐあいに決めたわけでありまして、それに従って部会を早期に立ち上げるとこのために、あらかじめ委員の皆さんにご希望をアンケートをとらせていただきました。その集計がこの資料番号2番であります。

ごらんのとおり、4つの部会の中で琵琶湖と淀川が大変人気が高くて、新しく設ける木津川上流の部会がご希望が少ない。猪名川も少し少ないということで、このままでは発足はできないということで、今のこの休憩の時間を使わせていただきまして、委員の皆さんで少し調整を今していたところなんです。そういうことで時間を長く待っていただきました。申しわけありませんでした。

その結果、きょう、この変更になる部会の構成一覧表は傍聴の皆さんにはお配りできませんけども、一定、今調整しました結果としての人数をちょっと申し上げますと、琵琶湖部会の方が16名、淀川の方が19名、それから木津川上流が10名、猪名川部会の方が9名というふうな人数で、少し所属がえをしていただきました。とりあえず、こういうふうな人数で発足をして、その後、各分野の構成が必ずしもバランスよくできているかどうかちょっとわかりませんので、これは各部会でいろいろこれから作業もしくは検討をやっていただく過程で、またこの所属部会の構成は修正をするというふうなことで、少し柔軟に考えてやっていかせてもらいたいというふうに思っておりますので、ご了承をお願いをしたいと思います。

それから、きょうの議事次第の4)の委員会の体制というところに関することを今申し上げているわけでありまして、委員会の体制といたしましては、まず委員長代理、それから各部会での部会長さん、それから部会の部会長代理さんを決めるということが必要になります。それで委員長代理と、それから各部会の部会長代理は、委員長代理は委員長が指名する、それから部会長代理は部会長さんが指名するというふうに規約上なっておりますので、まず部会の方の、今申し上げました、とりあえず決めさせていただいた部会構成の中で、部会長さんをこの委員会で決めていただくという必要がありますので、これをお諮りをしたいというふうに思います。部会長も委員長と同じく、この委員会で互選によって決めるということになっておりまして、各部会で、できれば先ほどの委員長の選任と同じように、皆さんのご了承を得られれば、どなたからかご推薦をいただいて、そしてその部会長を決めさせていただきたいと思っておりますが、それによろしいでしょうか。

それでは、順番に琵琶湖部会の方から、どなたか部会長さんをご推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。

江頭委員

委員の江頭です。20番目の中村正久委員に部会長をお願いしたいと思います。

寺田委員長

20番の中村委員はきょうご欠席でありますけれども、今ご推薦がありましたけれども、皆さんいかが、はい、嘉田委員。

嘉田委員

嘉田でございます。ご欠席のときのため押し推薦ということで、中村委員、琵琶湖研究所所長をしておられ、またかつて4年間の実績もございますし、ぜひとも部会長をお願いしたいという推薦でございます。ご欠席ですが。

寺田委員長

それでは、委員会で互選で決めるとなっておりますので、欠席にかかわらず、中村委員に琵琶湖部会の部会長ということでよろしいですか。はい、どうも。

次に、淀川部会の方、どなたか部会長の推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、田中委員。

田中委員

今本委員を推薦したいと思いますので、よろしく申し上げます。

寺田委員長

きょうのこの資料番号でいえば、3番の今本委員を淀川部会の部会長としての推薦がございました。ほかになければ今本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

次に、木津川上流の方がいかがでしょうか。どなたか、はい、荻野委員どうぞ。

荻野委員

10番の川上委員を推薦したいと思ひます。

寺田委員長

川上委員の推薦がありましたけども、ほかになければ、やはり川上委員にお願いをしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

最後になりますが、猪名川部会の方がいかがでしょうか。はい、本多委員どうぞ。

本多委員

4年間の実績がござひます、池淵元部会長代理の方に部会長をお願いしたいと思ひます。

寺田委員長

池淵委員を部会長にというご推薦がありましたけども、皆さんのご了承をいただければ、よろしいでしょうか。じゃ、よろしくお願ひいたします。

中村委員、琵琶湖部会の部会長だけがご欠席ですが、ほかの3人の部会長にご就任なされた委員の皆さん、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

なお、先ほど申し上げましたように、委員長代理と、それから部会長代理は指名するということになっておりますので、もし決まればこの場でお決ひいただきたいと思ひます。まず、委員長代理につきましては、委員長の方から指名するということになっておりまして、私の方としては、きょうこれもご欠席なので恐縮なんですけども、三田村委員に委員長代理をお願いしたいというふうにしてあります。そういうことをご了承をお願いしたいというふうにしてあります。

それで、淀川の方、今本部会長いかがでしょうか。

今本委員

今本ですけども、できれば部会長代理は新規委員から選びたいと思ひますが、ちょっと新規の委員の方について私まだ知らないところがござひますので、もう少し時間をいただければと思ひます。

寺田委員長

はい、わかりました。それでは、次の委員会のときまでにお決ひいただひてお知らせいただき

たいと思います。

それでは、木津川上流の方、川上部会長の方からご指名いただきたいと思いますが。

川上委員

川上でございます。木津川は特に水質が問題でございますので、26番の村上哲生委員に代理をお願いしたいと思います。

寺田委員長

この資料番号の26番の村上委員にということでご指名がございましたので、よろしくお願いたします。

それでは猪名川の方、池淵部会長よろしくお願いたします。

池淵委員

猪名川の方では、新委員で入っていただきました25番の村上先生にお願いしたいと思っております。

寺田委員長

では、今ご指名ございましたので、資料番号2の25番の村上委員に部会長代理をよろしくお願いたします。

それでは、これで今の議題の委員会の体制というものが基本的には決まりましたので、今後こういう形で行っていきたいと思います。先ほども申し上げましたように、部会の構成のところは、少し検討作業をやっていく中で、また分野別にバランスが欠けるとか、もしくはもう少し戦力が必要だとかいうふうな場合には、各部会の方からぜひこの点は遠慮なくお申し出をいただきまして、柔軟にこの部会構成は考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

5) 今後の委員会の進め方について

寺田委員長

それでは、議題の5)の方、今後の委員会の進め方というところに行かせていただきます。

今、4つの部会で発足をするということで決めていただいたわけでありまして、先ほど私の方も、これまでの4年間のいろいろこの審議の仕方というものを振り返る中で、この地域部会4つを核としながらも、これ以外に従来テーマ別部会というものをつくってやってまいりましたが、そのテーマ別部会というものをそのまま維持するのがいいかどうか、もしくはまた違った視点からの検討の仕方が必要じゃないかとかいうことを、いろいろ感じておるんですけども、この点、少し皆さんのご意見をお聞きしたいと思っております。

新委員の皆さんにはちょっと申しわけないんですけども、もちろん新委員の方もこれまでの4

年間のやってきたこととは余り関係なく提案をしていただいても結構ですので、この点、少しご意見をお出しただけであればありがたいんですが。いかがですか。

きょうはどうも、皆さんなかなか少しかた苦しい感じで意見が出にくいんですけども、もう自由にいろいろ考えをお出しただけであればありがたいんですけども。どうでしょうか。

はい、どうぞ。寺川さん、どうぞ。

寺川委員

私は基本的にはやっぱりつくっていった方がいいんじゃないかなと思うんですけども、まだ今のところイメージがわからないので、その辺はあるんですが、皆さん考えておいていただいて、次回ぐらいに、自分はこういった分野で参加していきたい、とかいうことを出していただいたらどうかなと思います。きょう決めてしまうというのはちょっと無理かなと思うんですが。

寺田委員長

きょう決めるということではもちろんなくて、もしご意見があればということでお聞きをしておくということです。

特にこれは、部会をどういうふうに構成するかというのは、どういう部会をつくるかということとは規約に実は関係しておりまして、当初この3つの地域部会だけで発足をしましたけども、途中からテーマ別部会というものを設けたわけですね。したがって、現在、先ほど資料番号3で規約を配っておりますけども、これをごらんいただいたらおわかりと思いますけども、地域部会3つ以外に、この4つのテーマ別部会を規約上規定しているわけですね。したがって、地域部会もこうして4つの部会で構成することになりましたから、当然この規約改正は必要です。それから、テーマ別部会も、従来のこの環境・利用部会、それから利水、治水、住民参加という4つの部会をつくっておりましたけども、こういうふうな部会をそのまま維持することはいいのかどうかという点は、皆さんでやはりお決めいただかなくてはならないということで、次回の委員会には、この辺のところは規約改正を伴いますので、地域部会の構成と一緒にテーマ別部会も、つくるとすればどういうふうなテーマ別部会をつくるかということもあわせて次回の委員会で決めたいと思っております。きょう、ここで意見をお出しただかなくてももちろんいいんですけども、十分皆さんで各自検討をしていただければありがたいなあというふうに思っております。

きょう、資料でもこれを出しましたけども、先月の委員会の最後に、この4年間の状況を踏まえていろいろな提案がされてます。特に、当面この委員会が引き続いて検討を要する課題といたしますが、重要な課題というものが幾つか上げられております。こういうふうなものを中心に据えた検討をどこかでやっていかなくてはならない。地域別部会でももちろんやることは必要ですけ

ども、テーマごとの検討はやはり必要かと思います。単に名称だけの問題ではなくて、それはテーマ別部会という形でやるのか、例えばワーキンググループとか、もしくはプロジェクトチームとか、規約上の部会じゃない、非常に柔軟な形のものやっていくという方法もあるわけですね。そのあたりを、できれば皆さんの方で考えておいていただけたらありがたいと。

はい、何かご意見ございますか。どうぞ、村上さん。

村上興正委員

新規委員の村上です。まず、第1点、部会の第4条で見ますと、「委員会の下部組織として、地域別部会（琵琶湖部会、淀川部会、猪名川部会）」とありまして、きょう議論になった木津川上流部会が抜けてますが、これはどういう扱いですか。

寺田委員長

先ほど申し上げましたように、これは規約改正も伴いますので、次回の委員会で規約改正を行います。

村上興正委員

そうしますと、要するにそれに関してはもう決まったことになってて、下の方は決まったことになってないというのはどういう意味ですか。テーマ別部会の方は、だから地域別部会はきょうありきで話がありますね。ところが、テーマ別部会の方はもっと自由度があるという話なんですか。その辺のことでわからなかったものですかから聞いたんですが。

寺田委員長

今、説明を申し上げたつもりなんですけども、まず地域別部会は4つの部会で発足するという方向が、一応これはもう前の委員会のときからの引き継ぎでありますし、それから管理者の方からもそういうこれは要望が出ておりますから、それを前提にして、きょうは仮のものとして4つの部会構成案をつくったわけですね。これは正式には次回の委員会で規約改正をした上で決まります。

このテーマ別部会の方も、だからこれまでの規約どおり、このまま維持するのかどうかということは、この委員会で皆さんで決める必要があるわけです。それをだから今申し上げたように、次回までに皆さんで検討しておいていただいて、そして次回の委員会でこのテーマ別部会をこの規約どおりに残すのか、もしくは新しい名称のものにするのか、もしくは幾つテーマ別部会をつくるのか、テーマ別部会をもう廃して、規約上のものじゃないけどもワーキングとかプロジェクトにするとか、いろいろな案が考えられるわけですね。そういう点については次回、規約改正の中身になりますので、次回正式に決めたいということで、今皆さんのご意見をもしあればお聞き

したいということでお聞きをしているわけです。

岡田さん、どうぞ。

岡田委員

様子がわからないので、とんちんかんなことを申し上げますが、私の関心ということベースにお話ししますので、あくまで1つの可能性としてお聞きいただければと思います。

私は実は「流域社会システム」という概念がこれから必要になるというふうに思っています。「社会システム」は何なのかということをお聞きしていると時間がないのでとりあえず置きますが、単に「流域システム」じゃなくて、「流域社会システム」という考え方が1つ大事だということです。計画マネジメント論ですが、いや、「論」というのはどうなのか知りませんが、いろんな法律なり新しい考え方で制度が今できつつあって、個別にいろんなシステムが今整えられつつあると思います。流域全体を1つの社会システムと見たときに、どういう総合的なマネジメントをしていくのか、計画からさらにマネジメント、マネジメントから計画へと返していく、そういうものを、この淀川・琵琶湖も含めてですけど、水系全体の中で考えていけばいいのかということについてのテーマができれば、私はぜひいろんな形で勉強させていただきたいというふうに思います。

寺田委員長

今言われたのは、そういうテーマ別部会的なものをつくるとすればという視点からのご意見ですね。

岡田委員

そうですね、はい。

寺田委員長

そういう何か今ご意見があれば、お出しいただければ参考になりますが、はい、本多委員。

本多委員

本多でございます。1つ、これから事業評価ということが入ってくるかと思えます。それは各流域の部会なり、全体の委員会がしていくことだろうと思えますが、評価の方法については、やはりその手法については専門的にやる部分が要るのかなと。それを受けて委員会なり部会なりがその手法で評価したらどうなるかというようなことになるのかもしれませんが、そういう部分も要るのかなと。

それと、あと部会、ワーキンググループ、それからプロジェクト、いろんな話がありましたけれども、今までの4年間もそうだったんですが、部会、ワーキンググループ、それから作業部会、

これはちょっと意味が部会とは違うとは思いますが、それぞれに応じて公開性というものが少しずつ違ったと思うんですね。そういう意味からも、テーマ部会というのはやはり部会の意味合いで持っておく必要があるのではないかというふうに、私の意見として思います。以上です。

寺田委員長

川上さん、どうぞ。

川上委員

川上です。このテーマ別部会がですね、以前の4年間のうちの恐らく中ごろぐらいまでで大体形がついたんじゃないかと思うんですけども、果たしてこのそれぞれのテーマ別部会が、果たして本当に役に立ったのかということをよく考えてみる必要があると思うんです。私はある意味、少し時間のむだだったんじゃないかなという気もしております。

そういうことも含めて次回の会議までに考えたいと思いますが、ダムワーキングはもう環境から治水、利水、住民参加まで、すべての問題を含むような非常に大きな横断的なテーマで、今後の大きな課題でもあるわけです。もうダムというのは、1つの部会を立てるという考え方もあるだろうと思いますし、また全体の委員会の中で新たな組織をつくるというふうなことも考えられるんじゃないかと思います。

それから、今、本多委員がおっしゃったように、新たに事業評価という任務が入ってまいりますので、この事業評価については専門的な部会を設ける必要があるのではないかなというふうに考えております。

寺田委員長

はい、嘉田さんどうぞ。

嘉田委員

委員の嘉田でございます。私もその部会の考え方ですが、治水、利水のようなものに分ける段階はもう既に終わったのではないかという認識を持っております。

今、川上委員がおっしゃっていたように、すべての問題はすべてにかかわってしまうという、また岡田委員がおっしゃっていたような総合システムが大切です。とはいえすべてが総合だ総合だという焦点が絞れなくなるので、例えば今回の委員会の大変重要な任務でありますダムというのは、ワーキングというよりはもう部会にして透明度を上げる、基本的には公開にすることなどができでしょうか。あるいは水位操作という問題があるんですけど、水位操作といいかにも技術的なものに聞こえるんですが、琵琶湖・淀川の水位操作問題というのは、政治、歴史、それから環境、利水、治水、すべてにかかわっておりますので、まさに岡田先生の言うよう

な総合流域社会システムにかかわることでございますので、そういうことも1つの部会として取り上げるような宿題をいただいているのではないかと思います。

ですから、個別の部会ではなくて、もう少しテーマを絞った総合性のある部会が必要ではないかという意見でございます。

川上委員

川上です。私も、今、嘉田委員がおっしゃったように、この環境・利用部会とか治水部会とか利水部会とか、それぞれに分かれて議論したわけですが、実はこれは全部つながってましてですね。それぞれこう切り離して議論をして、それをまた全体の委員会に持ってきて総合的に検討するというをやってきたわけですが、どうもセクショナリズムといいますか、ばらばらになってしまって、その総合的な作業というのがどうもうまくいかなかったように思うんです。

そんなことから、このテーマ別部会については、ちょっと新しいシステムを考えた方がいいかもしれません。

寺田委員長

きょう、この問題を時間をかけて議論するというんじゃなくて、少しご意見のある方の意見を今お聞きをしました。

先ほども申し上げましたように、やはりどういう形で内容の濃い議論をしていけるかということ、具体的な形で次のときには提案をしていただいて決めたいと思うんですね。したがって、従来のようなテーマ別部会というものを仮に変えるとすれば、それも部会としてつくる必要があれば、どういうふうな部会をつくったらいいかと。それから部会とは別の、規約上の部会ではないけども議論を深めるためにということであるいろいろな作業チームであるとかプロジェクトであるとかワーキングであるとか、さまざまな形があり得ると思いますが、そういうものを、もしつくる必要があるとすればどういうものが必要かとかいうふうな点について、具体的な提案をできたら次回までに、事前にいろいろ庶務の方にも結構ですけども、お出しただければありがたいなというふうに思います。その上で、そういうものをたたき台にして、皆さんで次の委員会のときには決めさせてもらいたいなというふうに思っておりますので。

はい。

村上興正委員

今の提案に賛成なんですけども、先ほど、地域別部会でこの4部会がありきという話がどうしてなのかという話を聞きましたけれども。

例えば、私は淀川の生物を扱ってしまして、それで淀川の生物は、要するに冠水頻度が非常に減少したということが起こってしまして、それをずっと探っていきますと、結局その上流域と琵琶湖の部会に全部関係するんですね。例えばもっと水位や冠水頻度を変えないと、特に中小洪水みたいなものでなるべく河川敷に水を上げるようなことをしないと、生物にとっては非常にまずいというような結論が出ているわけです。それは過去の河床掘削とか低水路護岸の拡幅とか、そういう問題によって起こっているんです。そういった問題は、その淀川だけで解決できない。淀川大堰の操作で動かせるのはせいぜい1.5m前後だと。そうしますと、瀬田川の洗堰を動かすとかいろいろなことになってくる。そういうことをもう考えるべきときに来ているのに、おのおの地域部会が閉ざされた形であるのはどうかと。

そこまで見ますと、そのテーマ別部会と同様に、地域別部会ももう少しダイナミックに考えるべきではないかと、そういうことです。

寺田委員長

ご意見、お出しただいて結構なんですけども、具体的な提案を次回までにしてください。抽象的な意見は議論には余り役に立ちませんから。自分ならこういうふうな部会を考えるとかな、そういう具体的なものをぜひ。

きょうはいきなりですから、皆さんなかなか具体的な提案はできないと思いますから、次回までにいろいろお出しただいて、そういう中からいいものを見つけないというふうに思っておりますので。

村上興正委員

要は、地域別部会に関してもそういうことを提案してもよろしいんですかということです。先ほど、ありきという話で始まったからそう言っているんです。だから、テーマ別部会に関してはありきではなしに考えましょうと。ところが、地域別部会に関しては既に4つの部会があって、どこに入りますかという言われ方で、私は実はもう迷いに迷って3つつけたのはそういう意味なんです。

そういうことだから、そういうところがありきで始まったから、なぜですかと聞いたんです。そうしたら、地域別部会についてもこのやり方でいいのかという議論がどこかにあるべきだというのが筋です。

寺田委員長

はい、川上委員、どうぞ。

川上委員

村上委員、大変ご心配いただいているわけですが、この地域別部会それぞれに、もちろん会議を開くわけですが、きょうのような全体の委員会も当然、地域別部会ほどではありませんけど、回数的には少ないですが、全体の委員会が開催されるわけです。その中で琵琶湖の問題、淀川の問題、もちろん川はつながっているわけですが、その中で議論をして調整するということができますので。

今、村上委員がご心配なさっているような、その部会がばらばらに議論をしたり検討したりすることにとどまってしまって、その連続性が損なわれるというふうなことはご心配が要らないというふうに思いますけれども。

村上興正委員

ちょっとだけ誤解がありますから言いますけど、洗堰の水位操作を例えばしてみたと。そうすると、それは当然、琵琶湖の水位に関係する。そうすると、そこをどれだけの量を流せるかとか、そういったものはその淀川大堰だけの操作では済まない問題です。そういうふうな形で全体がかかわってくるでしょうと。

だから、琵琶湖・淀川の、例えばその洗堰操作、あるいは琵琶湖の水位をどうするかというのは非常に大きな問題ですけども、そのことを考えるときに下流のところはどうなるのかという話がかかなり大きな問題になる。そうすると、それを連関のもとに考えなければできないだろうと、そういう話だと思えます。

嘉田委員

はい。

寺田委員長

この議題、もうそろそろにしたいと思えますから。はい、どうぞ。

嘉田委員

村上委員がご心配のとおりのことがあるから、過去、実は水位操作の問題などの意見書を中間とりまとめとして出しているわけです。

ただ、やはり地域部会というものは、ある地理的な認識のレベルがございますものですから、これはかなり常識的なところで地域部会をつくり、又、基礎案の中に個別の事業の評価がございます。個別の事業の評価については、かなり地域の実情を知っているということが大事です。それにプラスして、例えば今提起してらっしゃるような、まさに水位操作の問題は、部会として水位操作部会をつくって上下流総合的に議論してほしいということで部会を提案していただく、そ

のための部会だと思うんです。

ですから、地域部会は、既に決まっているのはおかしいという言い方もあるかもしれませんが、ちょっとそこはかつての4年間の経過の中でかなり有効に働いてきたという判断のもとにこうなっているんだと思いますので、部会の方は改めてテーマ別部会は提案していただいて、まさに今、村上委員がご心配のような水位操作にかかわる琵琶湖・淀川のことは意見書も出ておりますので、ぜひその辺の部会を提案していただいたらということでしょうか。

寺田委員長

まとめ的な意見を嘉田委員からおっしゃっていただきましたので、そういうことでこの議題はこれぐらいにさせていただきます。

それから、もう1つの方の議題が残っておりますので、これに移りたいと思います。

次の議題でありますけども、ああ、その前にちょっと忘れたことがあります。従来、規約上のものじゃないんですけども、4年間ずっと、この全体委員会の前に委員長、委員長代理、それから各部会の部会長さん、場合によっては部会長代理さんに入っていただいて運営会議というものをやっておりました。これは主には全体委員会でどういうふうな議題を検討する必要があるかというようなことを各部会を出していただいて、そしてその調整をするというふうなこととか、また各部会でどういうふうな進行状況であるかと、どういうふうな重要なテーマが今現在検討中であるかかというようなことを、あらかじめ各部会で理解をできるようにしようということで運営会議というものをやってきました。これは規約にはないわけですけども、こういうふうな下準備的なものがどうしてもやっぱり必要ですので、これからも従来どおり、そういう運営会議というものを開いていきたいと思っておりますので、皆さんのご了承をお願いしたいと思っております。

したがいまして、次回の委員会のときまでに、今申しあげましたような運営会議を開かせていただきたいというふうに思っておりますので、またよろしく願いをしたいと思っております。

はい、川上さんどうぞ。

川上委員

川上です。この運営会議の議事内容でございますけれども、従来、その議事の内容が各委員に配付されるのが非常に遅くて、どういうことが検討されたのかということがわからないままに委員会が開かれるということが普通だったんですけども、今後は運営委員会でどういうことを検討したかということを、委員会の前に委員にお知らせしていただくようお願いしたいと思います。

寺田委員長

極力そういうことでやっていかせてもらいたと思います。また何かご注文があれば、それはどんどんお出しただけならありがたいと思います。

6) 委員会の経過、新委員会の当面の課題について

寺田委員長

それでは、次の議題の方に行かせていただきます。6) 委員会の経過、新委員会の当面の課題と。今、先ほど来の議題とも関係をするわけでありまして、きょうは資料で4 - 1から4 - 8までたくさんお出しをしておりますので、これに関係することでもありますので、この点について少し時間を割かせていただいて、特に新しい委員の皆さんに少しでも早く共通認識といえますか、共通理解をしていただくために、この点についての当面の課題なんかも、少し資料を説明をいただきながらご理解いただきたいと思っておりますので、この議題に入らせていただきたいと思っております。

まず、委員会の経過ということでありまして。この点、河川管理者の方からの資料等お出しただいている分も含めて、何かございましたらご説明をお願いしたいと思いますけど。

はい、お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

資料の4 - 1でこれまでの流域委員会を含めまして河川整備計画の策定に向けていろいろな経過がございました。それをごく簡単でございますが、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の4 - 1、もしくは前の方にパワーポイントで出ておりますがそちらの方をごらんいただければと思います。旧委員の方につきましては、これまでお話をしたことと大変だぶっておりますので少々時間が惜しいというふうな感覚もあろうかと思いますが、しばらくお聞きいただければと思います。

まず、こういった私ども河川整備計画の策定に向けてさまざまな活動しておりますが、これは平成9年の河川法の改正というのを受けてのものでございます。河川法が最初できましたのは明治29年ということでございますが、その後昭和39年に従来の治水という目的に加えて利水ということが大きく加わり、さらに平成9年の改正で大きな変化が2つございましたが、その1つが環境というものを治水・利水と並行した3つ目の目的として掲げたということ、そしてもう1つは、この淀川流域委員会と大きく関係しますが住民意見を反映させた計画をつくっていくということでございます。

2ページ目にこの新しい河川整備計画の制度というのがございます。上が従来の旧制度でござ

います。従来、工事实施基本計画という私どものさまざまな河川行政を行う上での基本となるもの、これをつくってございました。これにつきましては河川審議会、まあ現在はこういう名称でございませんけども、河川審議会の意見を聞いた上で国が策定するというものでございます。

それに対しまして、新制度ではこの工事实施基本計画というものを大きく2つに分けて、河川整備基本方針と河川整備計画という2つに分けてございます。このうちの基本方針につきましては、大変基本になる事項がこの中に掲げられておりまして、整備計画の方については具体的な整備の内容、当面の二、三十年の間に何を実施するのかということをも明記した計画でございます。

この基本方針の方でございますが、これは従来の工事实施基本計画と同様のスキームで、社会資本整備審議会の方からの意見をもらった上で国の方で計画を決定するという手順でございます。これに対しまして、今私どもが対象としておりますのはこの河川整備計画の方でございます。こちらの方は、計画の原案を策定して最終的に決定するまでの過程で学識経験者、それから公聴会の開催等による住民意見の反映、そして地方公共団体の長という大きくこの三者の方々の意見を聞いて整備計画を決定していくということでございます。この右側の河川整備計画の部分のこのスキームというのが新しく河川法の改正の中で取り入れられたものでございます。

この河川整備計画の策定につきましては、具体的な方法というのは法律の中では規定されておらず、いろいろなやり方がございます。淀川水系でこれまで実施してきたことをこれから次以降でございましてご説明いたします。

当初、平成12年の夏にこの学識経験者からの意見を聞くという部分について、これを流域委員会というものを設けて意見を聞いていこうということで、この流域委員会についてどういうシステムでやっていくのがいいか、委員をどうするのがいいのかといったことについての議論をするための準備会というのを設け、そこからの答申をいただいた上で平成13年2月ちょうど今から4年前に設立がされたわけでございます。

その後、たくさんいろいろなものがこの資料の中に、河川整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)でありますとか、第2稿の基礎原案、基礎案というのもございますが、これらはすべてこの河川整備計画の案でございます。説明資料というふうになってございますが、実質的にはこの整備計画の案になるものでございます。これらは何回も出されてございますが、そのたびに先ほど説明しました大きく三者の意見を聞くと申し上げましたが、学識経験者の集まりであります流域委員会、それから住民の意見そして自治体の意見というものを聴取するというので進めて参ったわけであります。そして、現在一番最新のものが平成16年5月8日の河川整備計画基礎

案というものでございます。流域委員会との関係で申し上げます、平成15年の1月に、真ん中付近でございますが、提言というものをいただいております。これはこの13年の2月に委員会が設立してから2年弱たったときに、その時点までに河川整備計画の中にこういったものを盛り込むべきだ、こういう考え方であるべきだという内容をまとめて私どもがいただいたものでございます。

もう1つありますのが、15年の12月9日意見書というのが、その直前に私どもの案が出されておりますが、河川整備計画基礎原案というものがございまして。これに対してのご意見を取りまとめていただいたものでございます。この意見書を踏まえて最終的に今河川整備計画の基礎案というものになってございます。

この河川整備計画基礎案の中には、これはきょう十分ご説明する時間はありませんが、大きく実施する事項と、それから直ちには実施しなく調査をするというものと大きく2種類ございます。その中の調査検討の中の大変大きな項目として、5ダムについてこれは調査検討を行うということになってございます。その調査検討について私どもずっと行っておりますが、それについて16年の12月2日、昨年の末でございますが中間とりまとめということで報告をさせていただいております。これはまだ最終的な調査検討の結果それぞれのダムをどうするかということについてまでの方針をこの中では残念ながら申し上げておりません。この中間とりまとめに対して、右の黄色の枠の中にございましてけれども、流域委員会からは「事業中のダムについての意見書」ということで意見をいただいております。そして17年2月1日づけで新委員会に移行したわけでございます。

今後でございますけれども、この河川整備計画の今現在は基礎案ということでございますけれども、この基礎案をさらに変更するという場合には流域委員会、住民の皆さんそして自治体の意見というのをいただいた上で変更することになります。今計画の基礎案ということになってございますが、これは冒頭に申し上げました河川整備基本方針と河川整備計画というのはこれは一体のものでありまして、基本方針ができてから河川整備計画というのをつくっていくというのが法定手続上の順番でございます。現在はまだこの基本方針ができてございません。河川整備計画の議論を先行しておりますのは、より地域の実情を踏まえた河川整備基本方針をつくっていくために、まず整備計画の議論を先行しておるということでございます。

この整備計画の議論がある程度進行した段階で、かなり今の時点で進行してきておりますけれども、この一方での河川整備基本方針の方が確定をしますと法定手続の方に移るということでございます。その段階で再度河川整備計画の原案ということになりまして、法定手続上の住民の意

見の反映あるいは流域委員会からの意見、そして地方公共団体の長からの意見をいただいた上で最終的に河川整備計画を確定すると、このような流れでございます。

今までの流れとこれからのしばらく先の予定というのをあわせてご説明させていただきました。4ページ、5ページでございますけども、これまでの経過の中で特にこの公聴会の開催等による住民意見の反映ということについてどのような方法でやるべきかということを経流域委員会からご意見をいただきました。単に意見陳述を行う公聴会ということではなくて住民同士が対話を、討論をするというような方法のご提案をいただきました。これに基づきまして、河川管理者の方でダムの問題あるいは河川敷の利用の問題についてこの公聴会に変わります住民対話討論会というのを数々こなしてございます。5ページの下にございますような回数、延べ35回というようなものをこれまで実施してございます。

以上、これまでの経過についてご報告をさせていただきました。

寺田委員長

ありがとうございました。コンパクトにこれまでの経過を説明していただきました。特に新しい委員の皆さんにたくさん資料を、今回就任された後にお配りをしていると思うんですけども、今お話の河川管理者の方から説明がありましたとおり、これからの議論の過程でやはりこの委員会がまとめてきたいわゆるその提言それから意見書、これは意見書は2つあります。この意見書というのは住民参加に関する部分と、それから本体の部分といういわゆる基礎原案に対する意見書というものがありますけども、それから昨年12月に、最後は1月でありますけども、ダム事業にかかわる意見書、この各意見書と提言、それからきょう4 - 7で配っていただきました課題、これから継続して検討すべき重要な課題というものについての中間とりまとめ、こういうものが一連の流れの中にありますので、今こういうものをご多忙と思いますけども、なるべく早く中身を十分に消化していただきたいというふうに思っております。

最終の時点、つまり先月の1月22日にこの委員会がやはり当面抱える、検討を要する大きな課題についての取りまとめをやっていただいておりますので、この部分を少し要約して説明をいただきたいと思うんですけども、どなたにやっていただいたらいいか。やはり今本委員にちょっとお願いできませんでしょうか。ダイジェストで結構ですので、恐縮ですが。

今本委員

そうしましたら、かいつまんで説明します。先ほど言いました提言ですが、これは流域委員会が発足しまして1年ほどたった段階でやはり何らかの報告をしなければならないということで中間とりまとめというのを出しました。その後、河川整備計画、本来は河川整備計画の原案、案が

できてそれに対する意見を言うのが本来の姿なんですけども、それがなかなか出てこなかったものですから、河川整備計画はこうあるべきじゃないかという流域委員会での検討結果をまとめたのが提言であります。

提言で言っています主なことは、環境についてはこれまでは治水と利水に重点を置き過ぎてきた、環境を重視してほしいということです。また治水については、これまではある対象とする規模までの洪水に対して災害を発生させないようにするという事で来ましたが、これからはいかなる大洪水についても壊滅的な被害を回避するようにするべきだという提言をしています。

また利水については、これまでは水需要の予測に応じて水資源を開発してきましたが、これからはむしろ水需給が一定の枠内でおさまるように、水需要管理をすべきだという方向を提言しています。それを受けて基礎原案というのが出てきたわけですが、これは河川管理者が再度つくったものです。かなりの提言が受け入れられております。唯一、流域委員会と非常に乖離していたのがダムの問題です。ダムの問題については、その後もなかなか結果が出てこなかった、また利水の水需要予測についてもなかなか結果が出てこなかったということがあったのですが、基礎原案に対しまして意見書というものを出しました。その意見書の中身は今申しましたようにかなりの部分の提言が取り入れられています。これは取り入れられているというよりも、提言そのものの作成についてもかなりの部分を河川管理者との議論、あるいは共同歩調といいますが、全く独立でやったわけじゃなく意見を交わしながらつくったものですから当然といえば当然ですけども、ダムのところだけは随分違ってきます。

ダムは提言の段階では原則として建設しない、まあ決して全否定しているわけではありませんがそういう表現をしています。意見書では中止することも選択肢の一つとして抜本的な見直しをすべきだというような表現をしています。以後、ダムについての中間とりまとめというものが出てきました。これに対して流域委員会はどういうふうな意見を出すかということでこれは随分議論をしました。

特にダムワーキングというのはワーキングそのものが10回ですが、そのほかに各ダムごとのサブワーキングだとか、あるいは勉強会とか現地視察、住民の意見を聞く会等々いろいろやりまして、最終的に流域委員会としての節度というのは、中止するとかあるいは事業を実施するという意見を言うのは、河川管理者が決めていない段階でそれを言うのはよくないんじゃないかという議論を経まして、最終的にできるだけ早く結論を出してほしいというような書き方になっています。それでこの委員会に引き継がれたわけです。ですから、今我々はひたすら河川管理者がどういう結論を持ってくるのか待っている段階ですし、それから今の説明にありましたように、これ

からのあり方ということで整備方針というのが今後出てきます。それとの整合性を当然考えなければなりません。ダムの問題についても結論が出てくるはず。それがこの2年間という中でいつ出てくるのか、できるだけ早く出てこないことには非常に検討しづらい、検討する時間もできるだけ与えてほしいということでもあります。

それ以外に淀川水系が抱える非常に重要な問題として、例えば琵琶湖の水位操作の問題がある。そのほかにも私は流水の正常な機能という言葉で言われていますけれども、維持流量の問題がある、また水利権の問題、そのほか堤防の問題もこの基本的な考え方のところ違った問題があると。また利水については一応需要予測は出てきましたけど、では需要管理にいくのかどうかというところは全く見えてきておりません。そういった事柄が今後この委員会で議論すべき非常に重要なテーマになるのではないかと考えております。

まあとにかくこの委員会は肉体的にも精神的にも非常にハードな委員会です。ぜひ新たな方は頑張ってくださいと期待しております。

寺田委員長

ありがとうございました。今、今本委員の話にもちょっと出たんですけども、先ほど河川管理者の方からも説明がありましたけども、実は法律的にはこの河川整備計画というのは基本方針がまずあって、その基本方針をこの整備計画として具体化するという形に一応なっておるわけです。ところが、この琵琶湖・淀川、特に淀川水系の流域委員会の発足に当たっては、まずこの河川整理計画というもののあり方をこの流域委員会で検討し、それを最大限に生かした形での整備計画というものをつくってそれに沿うような形での基本方針というものを考えていただくというふうな、いわば法律が規定しているものとは少し、少しというかもっと大きく違う、そういう形で実は進んでいるんですね。

私も法律家ですから法律家の視点から言えば、非常にこれは革新的なことでも重要なことだと思っております。この基本方針には、実はこの流域委員会は法律的には一切物は言えないんです。あくまでも整備計画をつくる段階で、案をつくる段階でその学識経験者の意見を聞くということになっている関係でこれが設置をされているということで、基本方針に対しては何ら発言権がないですね。これは河川審議会というところが意見をお述べになるというふうなことになっていまして、これが法律のような形で形式的にまず基本方針がつくられてしまいますと、せっかくこの整備計画の中身をいろいろ新しい理念のもとに具体的なものをつくろうと思ってもそれがなかなかつくりにくいと、枠づけがされてしまうということにもなりかねないという意味では、先ほど管理者の方がお話しになったように整備計画というものの重要な部分をつくっていく過程で

この基本方針というものを考えていただくということは大変大事なことじゃないかというふうに思っておりますので、その点もぜひ委員の皆さん全員がご認識いただきたいなというふうに思っております。

それで時間が、きょうちょっと私もふなれなことで、今までは横で委員長代理というのは非常に楽な仕事でして、横から気づいたらちょっちょっと言っておけばよかったんですけども、いざやってみますとなかなか難しいものでして、決められた議題を時間内である程度終えなくてはいけないということで、少し要領が悪くて申しわけないんですけども。今後のどういうふうなものを検討項目としてどういう形で検討していくかということは先ほどの委員会の体制、部会構成とも密接に絡んでおりますけども、こういう点は随時また委員の皆さんと十分に意見交換をしながら柔軟にやっていきたいと思っております。当初はこの地域部会、4つの議会でもって発足はする予定でありますけどもこれは決して固定的なものとして考えているわけではありません。

しかしながら、先ほども少し嘉田委員からおっしゃっていただきましたように、これまでの4年間の新しい審議の形の中で、3つの地域部会が果たした役割は大変大きかったと思うんですね。したがって、地域の特性に応じた深みのある議論をやった上で横断的な問題についてはテーマ別の部会でやっていこうということでこれまでやってきましたけども、これはしかし決して固定的なものではありません。これからいろいろ皆さんのご意見をお聞きしてこの検討のあり方は柔軟に考えていきたいというふうに思っておりますから、機会あるごとに忌憚なくご意見はお出しいただきたいと思えます。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

寺田委員長

きょうの予定をしておりました議題はこれだけでありますけども、新しい組織となりました委員会の第1回でもありますので、議題の内容が非常に形式的な議題ばかり多くて傍聴者の皆さんには少し退屈な部分も多かったかと思えますけども、これから委員の皆さんでいろいろやっていく過程で何かヒントになるようなことがあればご意見をお聞きしたいと思えます。きょうの傍聴者の皆さんから何かご意見があればお聞かせいただきたいと思えますがいかがでしょうか。どなたかご意見があれば。

傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

きょうはおとなしく帰ろうかなと思っていたんですけども、やはり発言させていただこうと思えます。

まず、傍聴に回ったら私よっぽど気が楽になるのかなと思っていたんですけども、そうではないことがよくわかりました。まず、会議が低迷していると傍聴の方もストレスがたまります。ですから、発言はどんどんしていただきたいと思いますし、きょうはできれば新規の委員の先生方にぜひ一言ずつでもご抱負を伺いたかったなと思います。どんな先生方が参加されているのか、傍聴者としてはとても気がかりなことですので発言があったらよかったなと思います。

それで、今まで4年間の流域委員会の中で欠席が多かったり発言がほとんどなかったりという委員がたくさんおられました。そういうふうなことが傍聴者にとっても非常に情けない思いをするものだというをきょうは強く感じました。ぜひ新しい委員の先生方にもこれから先、新しい河川整備計画がよりよいものになるようにどんどんお知恵を拝借したいと思いますし、そのように積極的に出席して発言していただきたいと思います。傍聴者としては活発な討論をぜひ望みます。

寺田委員長

ありがとうございました。非常に建設的な意見も入っておいりましたので。今ご指摘がありましたように、新しい委員の皆さんには、きょういきなりというのは申しわけなかったので次回の委員会のときにでも抱負を一言ずつでも聞かせていただこうというふうに私も思っておりますのでご期待をいただきたいと思いますが。新委員の方はご覚悟の方をひとつよろしくお願いしたいと思います。ほかにどなたかございませんでしょうか。意見がありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。はい、どうぞ。

傍聴者（増田）

箕面から来ました増田京子です。

新委員の皆さん、これから新しく委員会が始まるんですけども、今も言われていましてけどもこの4年間の積み上げをちゃんと生かした形できっちりとした議論をしていただきたいと傍聴からもお願いをしておきます。

きょう1つ、休憩時間に所属地域部会ですね、この琵琶湖、淀川、木津川上流、猪名川という、委員の名前がはっきりと決まっているのかどうかちょっと傍聴者には報告がなかったんですけど、人数だけがありましたけれども、いつごろこれがきっちりと発表されるのかどうか、すごくそれが気がかりなところがありますので、早急にホームページでもいいですから上げていただきたいということと。

それから、経過についての、3ページなんですけれども、今後の進め方というのがありましたけれど、私は1月11日のときにも意見を言わせていただいたと思うんですが、今精査・検討中の

ダムの問題にしましても、具体的な、いつごろにその精査・検討の結果を出すのか、それを本当は1月22日に河川管理者としても発表してほしいという願いをしていたんですけど、それがありませんでした。今度の今後の進め方の中にも具体的な日程というのがないんですけども、できるだけ早期にということはお聞きしているんですけども、きっちりと精査・検討、ダムによっていろいろとやはり時間的なこと、精査検討の中身の難しさというのがあると思いますので、いろいろと違うと思うので一斉に5つのダムをどうのこうのするじゃなくていいですので、このダムについてはいつごろまでに精査・検討が出るとか、そういうふうな時間的なこともきっちりと河川管理者の方に要求をしていっていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

寺田委員長

ありがとうございます。大変的確な、また貴重なご意見でした。

最初に言われた部会の構成の関係は、これはなるべく早い段階でホームページでもって皆さんにお知らせをするということはお約束をしたいと思います。

それから、もう1つの方の点ですけども、これは1月の最終の委員会でも出ておったと思いますが、委員会としてもこれはなるべく早い段階で河川管理者の方から調査・検討の結果というものをやはり早くお出しただいて、それに対する意見を述べるということが当面の一番大きな課題でありますから、この作業を速やかにやっていきたいと。河川管理者の方からの調査検討の結果が出るのを単純に待つんじゃなくて、やはり予想される問題点というのはかなり出ておりますので、そういうものを一定先取りする形での議論が当然必要かというふうに思っておりますので、今そういう具体的な、的確な検討ができるように傍聴者の皆さんもぜひ関心を持っていただいて、またご意見をいただきたいというふうに思っております。

ほかにいかがでしょうか。もしありましたら、はい、どうぞ。

傍聴者（疋島）

大阪から来ました疋島と申します。先ほど寺田委員長が言われています、各委員の方にテーマ別の部会の件でお話ございましたけれども、傍聴者としてそういう提案は庶務の方でさせていただいたら畑上に乗るんでしょうか。運営委員会までに出させていただいたらいいんでしょうか。その辺をちょっと。

寺田委員長

それはどんどんお出しいただきたいと思います。そういう点もいろいろな意見を十分に検討、参考にさせていただいて、よりの確な検討ができるような形の部会というものを、もしくは部会と違うような形のものをつくりたいと思っております。お出しいただきたいと思います。

ほかにございますか。ないようでございますので、それでは一応きょう予定をしておりました議題、それから傍聴者の皆様方の意見もお聞かせいただきましたので、きょうの委員会は終わりにさせていただきますけども。

金盛委員

金盛であります。

いただきました資料をずっと、またざっとでございますが見ておりました中で、これからこの整備計画についていろいろ審議、議論していくというときに当たって一番根幹になるといいましょうかベースになる治水の水準とか、あるいは琵琶湖の方でいくと、水位操作など要するに現状がどうであるかということがよくわからないんです。木津川の治水、淀川の治水、猪名川の治水、その治水の水準のレベルがどの程度あるかということがいただきました資料、まあざっと見た範囲でございますがよくわからないのです。どのぐらいの雨に耐え得るのか、気象条件にもいろいろよろでしょうけど、それがわからないんです。それが判って20年、30年後にこういうところまで持っていこうじゃないか、持っていくべきじゃないかというふうな目標を設定する議論があると思うんです。今の治水水準というのが本当にいか辺にあるのか、13号台風に対してどの程度安全なのか、34年の雨に対してどうなのかその辺がよくわからないんです。ここから議論が出発すると思うんです。

例えば、想定氾濫区域なんかが出されまして、ハザードマップなんか市町村でおつくりになっていますけども、あのような状態には本当は絶対になつたらいかんと思うんです。ところが、もし切れたらあなるということであるかもしれませんが、もし切れたらではなしに切れるんですね、これが。治水のレベルいかんによっては。その治水のレベルの現状がよくわからない。これにつきましては、ですから資料が無理なのか、それともあるんでしたらぜひ教えていただきたいと思っております。

まずそこから整備計画の議論が始まるのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 部長 宮本）

今金盛委員もおっしゃいましたように、まず現状を、治水に限らず、現状がどうなっているんだということをみんなで共有しようというのがこの淀川流域委員会のスタートでございましたので、当初の1年、2年はその議論ばかり資料も出してやっておりました。膨大な資料がございます。治水、利水いろんな関係についての現状がどうだということですね。その資料が実はまだ新しい委員の方々には、今まで出したすべての資料が出ていないということでございますので、それをお出ししたいと思います。

まさに今おっしゃったように、いったい今の現状においてどの程度の雨が降ったらどこが破堤する危険性があるんだと、どういうところが問題なんだというところから治水の議論はスタートしております。それが何かまだきょう配った資料ぐらいしかいっていないそうなので、これはぜひ早急にお配りしたいと思いますし、それから、できましたら新委員の方は従来からのこの4年間の事細かな資料がまだ若干共有がされていないと思いますので、別途新委員の方だけ勉強会というか、我々からのご説明会というようなこともさせてもらいたいというふうに思いますので、これはまた運営会議の方で取り決めていただければというふうに思っております。

今本委員

新委員だけと言わずに、私たちも復習の意味を込めてぜひ聞いてみたいと思いますので、そう除外せんとやってください。それと、今の治水に対する考え方ですけれども、流域委員会の中で議論されたことでは、少なくとも既往最大については河道で安全に流せるようにしたいと。それを超えたらどうなるのかと、今までそれを超えたという議論がなかったものですから、超えた場合でも流域対応、例えば避難するというのも一つの方法ですし、できるだけ破堤させない、堤防を超えることがあってもやむを得ないけれども壊滅的な被害をなくそうというような形で議論をしまして、現在のレベルがどの辺にあるのか、決して治水レベルを下げようという気持ちはありません。

寺田委員長

今、先ほど河川部長の方からお話がありましたことですが、私の方では今まで出たものの資料全部で8段のロッカーを超えています。だから、これは今本委員も言われたように、継続中の委員でさえもどんな資料が今まで出ているかということが頭の中に入っているわけではございません。これまでも、いや、実は前にこれは出ているよとかいうことの指摘を受けたことがあります。だから、逆にこんなものがまだ出ていないじゃないかということで慌てて準備をしてももらったということもあります。

したがって、これは行ったり来たりしながら、新しい委員の方もまた継続の委員の方も理解を深めていくというキャッチボール方式は、これまでもやってきましたけれども今後もそれは一緒にやっていきたいと思っておりますので。もしもそういう疑問とかいうことがあれば、どんどん、これはこういう委員会の席に限らないで投げかけていただいて、そしてもちろん部会があれば部会の中でも、また正式の部会の中じゃなくても個人的にこういう疑問があるんだけどもということを、管理者の方に対してでももちろん結構ですし、部会の方もしくはほかの委員の皆さんでも結構ですから、投げかけていただいて、皆さんの共通理解を深めていただくということをぜひや

っていただきたいと思いますので、大変いいご意見をいただきました。ありがとうございます。

はい、川上さん、どうぞ。

川上委員

川上です。先ほどの休憩時間のときに部会の担当の仕分けを検討したわけですが、その中である委員の方が、木津川ですけども、私は木津川をまだ見に行ったことがない、ついでに見学に行きたいと思っているというふうなお話がありましたので、第2期の流域委員会も現場主義で視察・見学等やっていただければと思います。

寺田委員長

これも大変貴重な意見をありがとうございました。この点も私が申し上げるのが漏れていた分です。4年前の2月1日に委員会が発足しました。その年の夏ごろに各この地域部会別にかなりの時間、日数をかけて現地を訪れましたよね。みんな全員でやはり現場を見ると、現場を見たところで感じることを議論に反映するということからたしか始めたと思うんですね。そういうふうな現場主義といいますか、こういうものはやはり大事なことでと思いますので、今、川上委員もおっしゃったように、今後も新しい委員の方と継続委員の方がコミュニケーションを図るためにも現場でいろいろ議論をすると。地域の住民の方とも場合によっては一緒に議論ができるというふうなこともぜひやっていきたいなというふうに、私も個人的に思っておりますので、そういうこともまた運営会議でぜひ具体的な提案をいただきたいと思いますからよろしくお願いします。

ちょうどあと5分で予定の時間ということで、大体予定どおりで終わられると思いますが、こういうことできょうは終わらせていただきます。あと庶務の方にちょっと今後のスケジュールの関係も含めて戻します。よろしくお願いします。

庶務（みずほ情報総研 吉岡）

ありがとうございます。今、寺田委員長の方から今後のスケジュールということがございましたけども、きょう体制等が固まりまして、それでこれから運営会議等次回の委員会という形の調整をさせていただきます。きょう時点ではまだスケジュールを申し上げることができませんので、これも決定次第早急にですがホームページ等、広報手段を使いまして皆様の方にお知らせさせていただくということをお願いしたいと思います。

庶務からは以上となります。

庶務（みずほ情報総研 中島）

それではあとよろしいでしょうか。それではこれにて第39回委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

〔午後 6時55分 閉会〕